

# 戦後における地方分権と広域的行政の流れ

伊藤 敏安

わが国では、日本国憲法において地方自治の基本原則が定められ、戦前には認められていなかった地方自治に門戸が開かれたものの、高度経済成長とともに中央集権型システムのウエイトが強まり、その状態がきわめて長期間にわたって維持されてきた。このようななかで地方分権と広域的行政の問題は、たいていの場合、「団体自治」の一環として一体的に扱われてきたきらいがある。しかし、戦後50年を経た今日、内外の社会経済情勢の変化とも相まって、住民自治の視点から「地方主権」に向けて着実に動き出そうとしている。

## 地方分権から中央集権に揺れ戻した戦後復興期

### 地方自治法の制定とシャープ勧告

1947年4月に地方自治法、同年5月に日本国憲法が制定され、地方自治体の組織・運営に関する事項は「地方自治の本旨」に基づいて法律で定めることが明記された。これにより、知事の公選制と市町村長の直接選挙制が導入され、都道府県は、それまでのように国の出先機関ではなく、完全自治体として位置づけられることとなった（市町村も同様）。地方自治法の制定に伴い、警察権と教育権の地方への移譲が進められ、住民の直接請求制度の導入なども認められた。

しかし、地方自治法で、当初は固有の自治事務が明記され、国の直接の監督権

は受けないこととされていたにもかかわらず、その翌年、中央省庁の圧力によって「法律又はこれに基づく政令に特別の規定があるときは、この限りでない」（第2条第3項）との但し書きが加えられた。これをきっかけに、機関委任事務の拡大をはじめ、中央省庁の介在が強まることとなった。

※機関委任事務とは、地方公共団体の長や教育委員会などの機関に対し、国または他の地方公共団体などから法律またはこれに基づく政令により委任された事務。その事務処理を拒否したときなどは、沖縄米軍基地用地の使用について沖縄県知事が代理署名を拒否した場合のように職務執行命令により履行を強制される。機

関委任事務の内容は、地方自治法の別表に示されている。当初は150項目程度であったが、現在では都道府県関係・市町村関係を合わせて561項目に達する。都道府県の事務の7～8割、市町村の事務の3～4割は機関委任事務とされる。

機関委任事務は、きわめて多岐・詳細にわたっている半面、地方行政の現場では地方固有の事務との区分がなされないなど、日常業務を進めるうえでは特に支障はないといわれる。しかし、住民の代表である知事や市町村長が国などの指導監督下に置かれている状態を改善して、国と地方を対等・協力の関係とするため、地方分権推進委員会では、機関委任事務制度を廃止するよう勧告している（1996年12月）。

また、1949年のシャープ勧告をうけて、国の地方行財政調査委員会議（神戸委員会）は、行政責任の明確化原則や市町村優先主義原則を基調に、機関委任事務の原則廃止、国立大学の地方移管、市町村合併の促進などを内容とする行財政改革を勧告した。

しかし、中央省庁の抵抗でほとんど具体化せず、シャープ勧告に基づいて1950年に創設された地方財政平衡交付金制度についても、1954年に現行の地方交付税制度に改められ、地方から国への依存体質を強める結果となった。

### 市町村財政の悪化と再集権化への動き

この間、義務教育の導入に伴い、財政

難に陥っていた市町村を救うため、1953年に町村合併促進法が施行された。1945年10月に10,520あった市町村数は、同法施行時の1953年10月に9,868、同法が失効した1956年9月には3,975に減少し、向こう3か年で市町村数を3分の1にするという当初の目標はほぼ達成された。

1955年には地方財政再建特別措置法が制定され、市町村財政に対する国の介入が一段と増大した。さらに1953年に設置された第1次地方制度調査会の答申をうけたかたちで、1954年に自治体警察制度が廃止され、1956年には教育委員公選制が廃止された。

結局、シャープ勧告で提示された市町村への事務の再配分といった視点は後退し、代わりに市町村の行財政の合理化に関する議論が前面に押し出されるなど、戦後開かれた地方分権への門戸は、1950年代半ばまでにかなり狭められることとなった。

## 中央集権が進んだ高度経済成長期

### 揺れ動いた都道府県制度

1950年に国土政策の基幹法となる国土総合開発法が制定された。『経済白書』で「もはや戦後ではない」といわれた1950年代半ばになると、全国各地で道路網整備、工業開発、水資源開発、治山・治水事業などの広域かつ大規模な地域開発が活発化してきた。

このような大規模開発を進めるうえで都道府県境や都道府県の割拠主義的な姿勢が支障になってきたことに加え、導入されてまもない公選制知事に対する中央省庁の不信感も手伝って、この時期を前後に都道府県制度の廃止に関する議論が増えてきた。

1954年には全国市長会などが、1955年には関西経済連合会が相次いで都道府県制の廃止と道州制構想を打ち出した。1957年の第4次地方制度調査会では、全国を7ブロック程度に分けた官選の長による地方制案と都道府県の広域統合案が採決され、1票差で地方制案が多数意見として答申された。1963年の臨時行政調査会専門部会においても地方庁構想が提示された。この間、1956年には政令指定都市制度が創設されている。

1960年代に入ると、近畿圏整備法（1963年）や中部圏開発整備法（1966年）の制

定をきっかけに、大阪・奈良・和歌山の“阪奈和”合併構想や愛知・三重・岐阜3県の合併構想が浮上した。1965年の第10次地方制度調査会は、府県合併に関する答申を行った。これをうけて翌年の第51国会に「都道府県合併特例法案」が提出され、再提出を含めて3か年にわたって審議されたが、1968年の第58国会で廃案となった。

### 大規模開発の推進と中央集権化

池田内閣のもとで1960年に打ち出された所得倍増計画を契機に、工業開発・地域開発が一段と加速された。1962年には「地域間の均衡ある発展」をめざして拠点開発方式をうたった「全国総合開発計画」が閣議決定された。

これらの広域的な大規模開発を円滑に促進するため、国では「地方庁構想」とも絡めながら、1963年に地方農政局を新設し、地方建設局や地方通商産業局を増強したほか、1964年には法改正により一般国道と一級河川の管理を知事から建設大臣に引き上げた。1965年には各ブロックにおいて国・地方間の連絡・協議を行うため、地方行政連絡会議が設置された。

また、財政投融资資金を原資に大規模事業を展開するため、日本道路公団（1956

年)をはじめ、水資源開発公団(1962年)、日本住宅公団(1963年)、日本鉄道建設公団(1964年)などの特殊法人が中央省庁の監督のもとで相次いで設立された。

このように中央省庁による直轄事業体制が進められるなかで、地方の側でも、首長選挙で「中央に直結した地方自治」をうたったり、地域指定を獲得するために革新系市長が無所属に移ったり、陳情活動が大規模化するなど、中央志向を強めていった。1962年に創設された新産業都市の指定にあたっては道府県や市町村の陳情活動が繰り広げられ、「世紀の陳情合戦」とまでいわれた。

新藤宗幸・立教大学教授は、1960年代に中央省庁による直轄事業体制が強化された状況を「新中央集権体制」と呼び、地方分権を含めた現在進行中の行政改革が対象とすべきは、そのような「60年代体制」にあるとしている[新藤『地方分権を考える』1996年]。

1969年には「新全国総合開発計画」が閣議決定され、「豊かな環境の創造」という基本的目標のもとで、過疎・過密や地域格差を解消するため、大規模プロジェクトの推進によって国土利用の偏在を是正するという開発方式が提示された。また、急激な都市化の進展などに伴い、市

町村の範囲を越える問題が増大してきたことなどから、「新全国総合開発計画」の策定と前後して、自治省による広域市町村圏や建設省による地方生活圏が導入された。

### 道州制論の再燃

1960年代末になって、「都道府県合併特例法案」の廃案を機会に都道府県の合併や連合に関する議論が一段落したことに加え、「新全総」を推進するための広域的な仕組みづくりが必要との観点から、都道府県制度の廃止と道州制の導入に関する議論が再燃してきた。

1968年には、全国知事会が反対するなか、全国市長会は、「現行府県制度は将来これを廃止し、別途広域行政機関として再編成するよう根本的に検討する」との要望をまとめた。1969年には関西経済連合会が「地方制度の根本改革に関する答申」を発表し、日本商工会議所は「廃県置州」を唱えた。

しかし、「屋上屋を架する」などの反対意見が強く、また単なる地域割りの議論にとどまりがちであったこともあって、道州制に関する議論は1970年代に入って終息した。

## 地方の自覚が高まった安定経済移行期

### 政権交替なき政策転換

1960年代のわが国は、ほとんどの年次を通じて2桁台の実質経済成長率を続けてきたが、1971年のニクソン・ショックを契機に1桁台に落ち着いた。高度経済成長のピークアウトとともに、1960年代後半から各地で過疎・過密問題や公害問題、自然破壊問題などが顕在化し、住民運動・市民運動が活発となった。このような動きに符合し、特に1970年前後から各地でいわゆる革新系の知事や市長が多く誕生した。

これらの自治体のもとでは、住民参加の推進、保健・医療・福祉の充実、環境や景観に関する条例や要綱の制定などが実験的に進められた。このような試みは、たとえば各地における環境保護条例が自然環境保全法の制定（1972年）につながったり、ほとんどの都道府県で高齢者医療の無料化が導入されたのをうけて国も制度化に踏み切る（1973年）など、法制化や国の政策に大きな影響を与えたことから、「政権交替なき政策転換」といわれている。

また、1970年に自治省が「コミュニティ構想」を発表し、1976年には第16次地方制度調査会が住民の自治意識の向上方策について答申するなど、住民参加のあり

方に関する議論もみられた。

### つかの間の地方の時代

1978年には、埼玉・神奈川・広島3県の知事の提唱により「地方の時代シンポジウム」が開催され、「地方の時代」が流行語ともなった。

このシンポジウムをきっかけとする具体的な成果は、都道府県知事に委任された事務の市町村への再委任、都道府県職員と市町村職員の人事交流の促進などに限られるといわれている。しかも神奈川県と広島県では、国から県への権限移譲に先駆けて県から市町村への権限移譲を進めようとしたが、市町村の受入準備が整っていなかったために実際にはほとんど進展しなかった。

にもかかわらず、このシンポジウムが今日の地方分権改革に関する議論に先鞭をつけたことは評価されている。

なお、1970年代半ばに東京圏への流入人口が底を迎え、ほとんどの道府県で人口が増加したことなどから、矢田俊文・九州大学教授は、この時期を60年代の高度経済成長期と80年代の調整期にはさまれた「つかの間の地方の時代、地域格差是正の時代」と呼んでいる [矢田俊文・今村昭夫編『西南経済圏分析』1991年]。

1977年に閣議決定された「第三次全国総合開発計画」では、以上のような時代背景をふまえ、「人間居住の総合的環境の整備」を基本的目標に、大都市への人

口・産業の集中を抑制しながら地方の均衡ある発展を図るため定住圏構想が提示された。

## 地方自立への動き

### 行革と緊縮財政

1971年のニクソン・ショックに続いて1973年には第1次石油ショックが起り、わが国の経済は低成長時代に移行した。税金の大幅停滞に伴い、1975年の補正予算において大規模な特例債、いわゆる赤字国債が発行された。1978年の第2次石油ショックによって税金がさらに落ち込んだため、1980年度の予算編成から「ゼロ・シーリング」の考え方が導入された。1981年には鈴木内閣による財政非常事態宣言をうけて第2次臨時行政調査会（土光臨調）が設置され、1983年には中曽根内閣のもとで第1次行政改革審議会が設置された。

この間、1979年の第17次地方制度調査会から1988年の第21次調査会まで連続して、地方行政制度のあり方に関する議論が行われている。

第2次臨調と第1次行革審の答申に基づいて、「増税なき財政再建」を旗印に、国鉄・電電公社・専売公社の民営化などが進められるとともに、国から地方への

移転支出の削減と地方の経費抑制を図るため、地方自治体職員の給与の抑制と減員に対する指導や国庫補助負担金の削減などが進められた。

1985年には、自治事務次官から都道府県知事に対して、「地方公共団体の行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」という通知が出され、都道府県のみならず市町村も含め、行政改革に取り組むこととなった。この「大綱」は、国から地方への権限移譲に先駆けて都道府県から市町村への権限移譲が進むきっかけともなった。

また、生活保護、母子保健衛生、失業対策といった国庫による補助・負担率が高率の補助負担金については、1985年度予算から率の1割削減が行われるようになった。国庫補助負担金の削減は、当初は単年度のみ緊急措置とされていたが、結局1988年度まで継続され、法改正に伴い、1989年度からは削減されたままの状態がほぼ恒常化されている。

## 自立を余儀なくされた地方

このようにして地方は、財政的に厳しい状況を強いられることとなった。しかし一方では、地域の自立に向けて積極的に取り組む事例もみられるようになってきた。

その代表的なものは、大分県の平松守彦知事の呼びかけで1979年から始められた「一村一品運動」である。その後、細川護熙・熊本県知事の提唱で1984年度から「熊本日本一づくり運動」が始められるなど、1980年代に入ると、各地で特産品振興や観光活性化などの取組がさらに活発化してきた。当時の状況について、平松知事は「地方試練の時代」、細川知事は「地方反乱の時代」と表現したことがある。

1988年度には竹下内閣のもとで、「自ら考え自ら行う地域づくり事業」、いわゆる「ふるさと創生1億円事業」が打ち出された。この事業について、一部には「ばらまき」という見方もあったが、坂田期雄・東洋大学教授は、次のような評価をすべきとしている〔坂田『地方分権へのシナリオ』1996年〕。

- 1) 主体的な地域づくりに対する市町村職員の意識変革をもたらすと同時に、アイデア募集などを通じて住民の参加意識が高まったこと。また、マスコミで取りあげられる機会も多

く、住民自治のあり方に関する人々の関心を喚起したこと。

- 2) 「ふるさと創生事業」の導入にあわせて、地域総合整備事業債の財源を確保するとともに、その元利償還金の3～5割程度を地方交付税でまかなうなど、市町村の取組を財政的に支援する制度が整備されたこと。起債と地方交付税の組み合わせによる財政的支援は、「ふるさと創生事業」を継承した現行の「ふるさとづくり事業」のほか、自治省の「リーディングプロジェクト推進事業」、広域市町村圏による「ふるさと市町村圏基金」の設置といった多くの事業に展開され、市町村による多様で自発的な取組を促したこと。

- 3) 国庫補助負担金からひもつきでない地方交付税への切り替えとも相まって、地方財政における普通建設事業の構成をみると、1987年度以降、地方の自主性が活かせる地方単独事業の割合が国庫補助事業を上回って拡大していること。国の財政逼迫を背景にして、特に「ふるさと創生事業」を契機に「財政面で地方分権化がかなり大きく進んだ」こと。

※国の動きに前後し、都道府県の側でも、市町村の主体的な取組を支援する仕組みを充実してきた。

中国地方において現在実施中の事業としては、鳥取県市町村振興交付金制度（創設1989年度）、住んで幸せしまねづくり事業（同1991年度）、岡山県地域振興事業交付金制度（同1982年度）、広島県地域づくり総合補助金制度（同1990年度）、山口県離島・過疎地域等活性化対策事業補助金制度（1985年度に名称を変更）などがある〔中国地方総合研究センター『中国地域の経済と地域開発 1996』〕。

ただ、このように地方の創意工夫と自立が求められるようになった半面、「80

年代から今日にかけて顕著になっている事態」は、「目を覚ましている自治体」と「居眠りしている自治体」との間で政策や行政サービスの格差が拡大していることといわれる〔新藤・前掲書〕。

このため、都道府県知事・市町村長のリーダーシップや行政の政策形成能力の向上などが課題になっている。

なお、1987年に閣議決定された「第4次全国総合開発計画」では、「多極分散型国土形成」を基本的目標とする交流ネットワーク構想が提示された。

## 新たな地方の時代のはじまり

### 国と地方の関係の見直し

1980年代末から現在にかけて、地方分権に向けて急速な進展がみられた。1988年5月の第21次地方制度調査会答申、1989年12月の第2次臨時行政改革推進審議会答申、1991年7月の第3次臨時行政改革推進審議会第1次答申において、それぞれ国と地方の機能分担をふまえながら国から地方への権限移譲を進めることが答申された。第3次臨調第3次答申（1992年6月）では、「地方分権特例制度＝パイロット自治体制度」の導入が提案された。

民間の側でも、1993年1月に政治改革

推進協議会（民間政治臨調）が「地方分権に関する緊急提言」、2月に経団連が「21世紀に向けた行政改革に関する基本的考え」、4月に同じく経団連が「東京一極集中の是正に関する経団連見解」を発表し、地方分権の意義を訴えた。

### 連邦制・道州制

1980年代末から1990年代初頭にかけて、長野士郎・岡山県知事（当時）をはじめ、恒松治治・前島根県知事、日本青年会議所、（社）行革国民会議などにより、原則として立法・司法・行政の3権を担う地方が国を構成するという連邦制構想が提

示された。

これとは別に、中部経済連合会「望ましい国と地方のあり方」(1989年10月)、西日本経済協議会「新しい日本の創造—西日本からの提言—」(1990年10月)、中国経済連合会「多極分散型国土実現への提言」(1990年11月)、関経連「都道府県連合に関する提言」(1991年11月)などでは、それぞれ道州制への発展を展望しながら都道府県連合制度を設置することが提案された。

こうした提言をふまえ、第2次臨時行政改革推進審議会の答申(1989年12月)では、「都道府県の区域に立脚する広域的な地域行政主体の形成」などについて検討することとされた。第3次行革審最終答申にも同様の考え方が受け継がれている。

#### 地方分権に関する大綱と法の制定

これらの情勢のもとで、1993年6月には衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で採択された。1993年10月の第3次行革審最終答申は、これまでの臨調・行革審の議論の集大成として地方分権と規制緩和の2つの柱を打ち出した。このなかでは、今後1年程度を目標に地方分権に関する大綱方針を策定し、これをもとに法律を制定することが求められている。

同答申をうけて政府は、1994年1月に細川首相を本部長とする行政改革推進本部を設置し、2月には「今後における行政改革の推進方策について(中期行革大綱)」を閣議決定した。5月には大綱方針のあり方を具体的に検討するため、推進本部のもとに専門家を加えた地方分権部会が設置された。また、地方分権の推進方法のあり方を検討するため、第24次地方制度調査会が4月に発足し、11月に答申を行った。

そして12月に、村山内閣のもとで「地方分権の推進に関する大綱方針」が閣議決定され、翌1995年5月「地方分権推進法」が成立し、7月から施行された。さらに同法施行とともに地方分権推進委員会が発足した。

このような動きに並行して地方分権に関連した制度が具体化した。第3次行革審で提案された「地方分権特例制度=パイロット自治体制度」は、1992年12月に閣議決定され、翌年に決定された実施要領に基づいて動き出した。また、第2次行革審による「国と地方の関係等に関する答申」(1989年12月)で「地域中核都市」と「広域連合」の考え方が提示されたが、第23次地方制度調査会ではそれらのあり方を審議し、1993年4月に「広域連合及び中核市に関する答申」を行った。その後1994年6月に地方自治法が一部改

正され、中核市は1995年4月から、広域連合制度は5月からそれぞれ施行された。さらに1995年3月には住民発議制度などが盛り込まれた「市町村合併特例法」が改正され、4月から施行されている。

### 住民の視点からの主体的な地方分権

第3次行革審最終答申（1993年10月）を含め、それまでの議論は、住民自治や住民参加に関する視点がほとんどなく、「団体自治レベルだけの分権論」にとどまっていたとされる〔遠藤宏一・加茂利男『地方分権の検証』1995年〕。実際、それ以前の提言などをみても、1989年12月の第2次行革審答申では住民投票制度や直接請求制度について言及され、1993年1月の政治改革推進協議会（民間政治臨調）による提言では政策投票制や住民総会について簡単にふれられている程度である。

また、これまでの地方分権論と広域行政論はつねに「ワンセット」であり、広域行政論も国土計画との関連で議論され、住民の視点がほとんど欠落していたという指摘もある〔水口憲人・自治体問題研究所編『広域行政と地方分権』1993年〕。

しかし最近になって、全国知事会などから構成される地方6団体は、「地方分権の推進に関する意見書」（1994年9月）において、地方公共団体の行財政運営の

民主化、公正・透明化を図るため、条例制定手続に住民投票制度を導入するとともに、外部監査制度を導入することなどを求めている。これに対応して、第24次地方制度調査会答申（同年11月）では、「住民による地方公共団体の行政への参加の機会の拡大を図るとともに、政策形成等における住民意思の反映の方策として、住民発議制度や住民投票制度等について検討する必要がある」としている。

地方分権に対する住民の関心は全般にまだ高くないといわれているが、1996年に新潟県巻町と沖縄県で実施された住民投票などを機会に、戦後50年を経てようやく住民自治の視点から地方分権をとらえようとする動きが活発化しつつあることは注目される。

\*

当研究センターでは、中国経済連合会と共同で「地方分権と広域的行政のあり方に関する調査研究」を実施中です。本稿は、その途中成果の一部をご紹介します [いとうとしやす／当研究センター主任研究員・地域経済研究部次長]。

参考 地方分権と広域的行政に関連した主要な動き

年 月	摘 要
1946. 9 10	地方税法・地方分与税法が改正 (府県民税・配付税の創設、府県に法定外独立税設定の権限付与など) 地方制度調査会が設置
1947. 5 12 12	地方自治法が施行 (東京都制・府県制・市制・町村制を統合し、知事以下の都道府県職員の身分を官吏から地方公務員へ) 警察法が制定 (国家地方警察と自治体警察を置く) 消防組織法が制定 (自治体消防の発足、国家公安委員会に国家消防庁設置)
1948. 7 7 8 8	地方財政法が制定 (地方財政運営の基本原則、国と地方公共団体相互の財政調整など) 地方税法が改正 (都道府県税として事業税・特別所得税・鉱産税・酒消費税・電気ガス税 木材取引税・入場税、市町村税として接客人税・使用人税を新設) 地方自治法が改正・施行 (地方公共団体の事務の範囲を具体的に例示、長の議会に対する一方的拒 否権を付与、地方税・分担金・使用料・手数料の賦課徴収は条例改廃の 直接請求から除外するなど) 消防法が制定 (予防消防を大きく採り入れ、消防行政の基礎を確立)
1949. 8 12 12	第1次シャープ勧告 地方財政法が改正 (当選金付証票の発売を内閣総理大臣の指定する戦災都市に認める) 地方行政調査委員会設置法が制定 (シャープ勧告に基づき、国、都道府県および市町村相互間の事務再配分 に関する計画を審議。通称「神戸委員会」が設置)
1950. 5 5 5 9 10 12	地方自治法が改正 (直接請求の手続の整備など) 地方財政平衡交付金法が制定 国土総合開発法が公布 第2次シャープ勧告 地方行政調査委員会が国庫補助金制度改正に関する勧告 地方行政調査委員会が行政事務再配分に関する勧告
1951. 3 9	地方税法が改正 (市町村民税に法人割を設置、給与所得の特別徴収が認められる、国税と 地方税の徴収順位を同順位とするなど) 地方行政調査委員会が行政事務再配分に関する第2次勧告

年 月	摘 要
1952. 4 5 5 8 8 8	<p>地方行政調査委員会議が廃止</p> <p>地方財政法が改正 (国・地方公共団体が寄付の強制割当をすることを禁止し、地方公共団体の義務的事務の経費について国が負担することを容認)</p> <p>全国市長会が府県制の廃止を決議</p> <p>地方公営企業法が制定</p> <p>地方自治法が改正 (執行機関の組織の簡素化、簡易な共同処理方式の導入、内閣総理大臣・都道府県知事に勧告権を付与、特別区長の公選の廃止など)</p> <p>地方制度調査会設置法が制定</p>
1953. 4 8~9 10 10	<p>義務教育国庫負担法が施行</p> <p>全国市長会・全国町村会が府県廃止と道州制構想を発表</p> <p>町村合併促進法が施行</p> <p>第1次地方制度調査会が「地方制度の改革に関する答申」 (都道府県と市町村の機能区分、府県警察への一本化、市町村教育委員会廃止など)</p>
1954. 5 5 7 12	<p>地方税法が改正 (県民税・不動産取得税・たばこ消費税の創設、入場税の国税移管、付加価値税の廃止)</p> <p>地方交付税法が制定 (地方財政平衡交付金制度に代えて地方交付税制度を創設)</p> <p>警察法が改正・施行 (国家地方警察と自治体警察が廃止され、都道府県警察に一元化)</p> <p>阪神5都市連合構想が登場</p>
1955. 4 12	<p>関経連が府県制廃止、国の出先機関による道州制設置などを提言</p> <p>地方財政再建特別措置法が制定</p>
1956. 3 4 5 6 10 10	<p>教育委員の公選制が廃止</p> <p>新市町村建設促進法が施行</p> <p>地方交付税法が改正</p> <p>地方自治法が改正 (県と市町村間の地位・機能の明確化、議会の定例会と常任委員会数の制限、県の部局の制限、内閣総理大臣・都道府県知事の適正な事務処理の確保措置に関する規定、政令指定都市制度の創設など)</p> <p>新市町村建設促進法が施行</p> <p>新教育委員会法が施行</p>
1957. 5 10	<p>地方交付税法が改正</p> <p>第4次地方制度調査会が「地方制度の改革に関する答申」 (府県制度の廃止、「地方制」の導入)</p>

年 月	摘 要
1958. 4 5	地方自治法が改正 (町村議会の事務局を任意設置とする) 地方交付税法が改正
1959. 4	地方交付税法が改正
1960. 4 7	中国地方開発促進法が制定 自治庁が自治省に昇格
1961. 2 8 11	阪神の小都市が阪神広域行政都市協議会を設置 自治省が「基幹都市構想」、建設省が「広域都市構想」を発表 臨時行政調査会が設置
1962. 3 5 10 10 10	地方交付税法が改正 新産業都市建設促進法が制定 (建設促進の一環として市町村合併を盛り込む) 市の合併の特例に関する法律が制定 全国総合開発計画が閣議決定 第8次地方制度調査会が「地方開発都市に関する答申」 (地方開発事業団、連絡協議組織などを提言)
1963. 6 7 8 12	地方自治法が改正 (地方財務会計制度の整備、地方開発事業団の設置など) 近畿圏整備法が制定 (同法を機会に経済界による阪奈和合併論が活発化) 第1次臨調が「首都圏庁構想」を提示 第9次地方制度調査会が「行政事務再配分に関する答申」 (地方公共団体の連合制度を提言)
1964. 4 7 7 9 11	地方交付税法が改正 地方自治法が改正 (都の事務の一部を特別区に移譲) 工業整備特別地域整備促進法が制定 第1次臨調が「広域行政の改革に関する答申」 第9次地方制度調査会が「行政事務再配分に関する答申」 (都道府県の自主合併と広域的行政処理を提言)
1965. 3 4 4 9	地方交付税法が改正 市町村合併特例法が施行 (北九州市、東大阪市、東広島市が誕生) 地方行政連絡会議法が制定 第10次地方制度調査会が「府県合併に関する答申」

年 月	摘 要
1966. 4 7	地方交付税法が改正 地方公営企業法が改正 (一般会計との負担区分の明確化、管理者の地位の強化、財務制度の合理化、財政再建措置など)
1967. 7 11	住民基本台帳法が制定 自治省が「地方中堅都市育成構想」を提示
1968. 3 4 4 6 8	地方税法が改正 (道路目的財源として自動車取得税の創設など) 日本商工会議所が全国8ブロックの道州制構想を決議 西日本経済協議会が「都道府県合併特例法」の早期成立を決議 新都市計画法が公布 第12次地方制度調査会「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変貌に対処する行財政上の方策に関する中間答申」
1969. 3 5 5 6 10 12	地方自治法が改正 (市町村に基本構想策定の義務づけなど) 新全国総合開発計画が閣議決定 自治省が「広域市町村圏振興整備措置要綱」を設置 建設省が「地方生活圏」を設定 第13次地方制度調査会が「広域市町村圏及び地方公共団体の連合に関する答申」 関経連が府県制廃止と道州制導入を提言
1970. 3 4 8 11 12	地方自治法が改正 (市制施行の人口基準を3万人以上とする2年間の時限法) 過疎地域対策緊急措置法が制定 自治省が「コミュニティ構想」を発表 第14次地方制度調査会が「大都市制度に関する答申」
1971. 3 4	地方自治法が改正 (広域市町村圏の設置と一部事務組合の組み合わせなど) 自治省が「コミュニティ対策要綱」を設置
1972. 10 10 10	第15次地方制度調査会が「特別区制度の改革に関する答申」 工業再配置法による地域指定 第15次地方制度調査会が「特別区制度の改正に関する答申」
1973. 3 11	地方税法が改正 (住民税の減免、特別土地保有税の創設) 第15次地方制度調査会が「今後の地方行財政のあり方に関する中間答申」 (土地対策、コミュニティと住民参加など)

年 月	摘 要
1974. 6 6 12	地方自治法が改正 (東京都特別区長公選制の採用、都と特別区の事務配分、都の配属職員制度の廃止、複合的一部事務組合の創設など) 国土庁が設置 国土利用計画法が施行
1975. 3 3 7	地方税法が改正 (事業所得税の創設) 市町村の合併の特例に関する法律が改正 (有効期限の10年間延長) 第16次地方制度調査会が「地方財政の硬直化を是正するためにとるべき対策について」を公表
1976. 6	第16次地方制度調査会が「住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申」
1977. 4 5 11	自治省が「大都市周辺広域行政圏振興整備措置要綱」を設置 地方自治法が改正 (都議会議員定数の法定数を増加) 第三次全国総合開発計画が閣議決定
1978. 7 11	第1回地方の時代シンポジウムが開催 地域総合整備事業債の元利償還金の地方交付税措置が導入
1979. 4 7 9	自治省が「新広域市町村圏計画策定要綱」を設置 国土庁が「モデル定住圏計画策定要綱」を設置 第17次地方制度調査会が「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政制度のあり方についての答申」
1980. 7 12	全国市長会が「地方の時代における都市政策の提言」を公表 第18次地方制度調査会が「地方行財政に関する当面の措置等についての答申」
1981. 3 7 10 11	第2次臨調が発足 第2次臨調が第1次答申 (国と地方との機能分担、地方行政の改善) 関経連が「地方庁」構想 第18次地方制度調査会が「地方行財政制度のあり方についての小委員会報告」
1982. 6 9	全国市長会が「行政改革に関する提言」で地方分権の推進を主張 第2次臨調が第3次答申 (府県を越える広域行政は将来の課題として検討)

年 月	摘 要
1983. 3 7 11	第2次臨調が最終答申 第1次行革審発足 第19次地方制度調査会が「広域行政制度のあり方に関する小委員会報告」
1984. 12 12	第1次行革審が第1次答申 (地方公共団体に対する国の関与、必置規制の整理合理化) 第20次地方制度調査会が「地方行財政に関する当面の措置についての答申」
1985. 1 7	自治省が「地方行革大綱」を設置 第1次行革審の小委員会が報告 (機関委任事務、代執行制度の見直しなど)
1986. 2 5 6	第20次地方制度調査会が「機関委任事務等に係る当面の措置についての答申」 地方自治法が改正 (公有地への土地信託制度の導入) 第1次行革審が最終答申 (都道府県の広域化、市町村の自主合併の推進など)
1987. 6 12	第四次全国総合開発計画が閣議決定 第21次地方制度調査会が「地方行財政に関する当面の措置についての答申」
1988. 5 6 10 10	第21次地方制度調査会が「地方公共団体への権限移譲等についての答申」 多極分散型国土形成促進法が制定 関経連が「地方庁」を提言 西日本経済協議会が提言を決議 (地方分権の推進、地方庁・道州制の検討など)
1989. 5 6 7 8 10 10 12	経団連が「国と地方の関係見直しに関する提言」 (都道府県・市町村相互の連携、合併の促進など) 自治省が「ふるさと市町村圏推進要綱」を設置 全国市長会が「第2政令指定都市構想」を提示 関経連が「府県共同体構想」を提示 中部経済連合会が段階的な道州制移行を提言 西日本経済協議会が府県連合・府県共同体制度などの提言を決議 第2次行革審が「国と地方の関係等に関する答申」 (都道府県連合制度、地方中核都市制度、市町村連合制度など)
1990. 10 11 11	西日本経済協議会が府県連合から道州制への段階的移行などの提言を決議 行革国民会議が「地方主権」を提唱 中国経済連合会が「多極分散型国土実現への提言」 (府県協議会・府県連合を経て、将来的に道州制への移行など)

年 月	摘 要
1991. 3 3 7 11 11 12	地方自治法が改正 (機関委任事務の職務執行命令訴訟制度、監査委員制度など) 岡山県21世紀の地方自治研究会が「連邦制の研究報告書」を公表 第3次行革審が第1次答申 (国・地方の役割分担と地方分権の推進など) 関経連が都道府県連合制度を提言 第22次地方制度調査会が都道府県連合制度試案を答申 第3次行革審が第2次答申 (地方分権特例制度など)
1992. 5 6 12 12	地方拠点都市法が制定 第3次行革審が第3次答申 (地方分権特例制度など) 経済同友会が「地方活性化への提言」 地方分権特例制度が閣議決定
1993. 1 4 6 10	政治改革推進協議会が「地方分権に関する緊急提言」 第23次地方制度調査会が「広域連合及び中核都市に関する答申」 衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」 第3次行革審が最終答申 (規制緩和と地方分権の推進を提唱)
1994. 1 1 6 2 11 12	政治改革法が成立 政府に行政改革推進本部を設置 地方自治法が改正 (中核市、広域連合など) 行政改革推進本部が「中期行革大綱」を決定 第24次地方制度調査会が答申 (地方分権の推進、市町村の自主的な合併など) 政府が「地方分権の推進に関する大綱方針」を閣議決定
1995. 3 4 5 7 7	市町村合併特例法が改正 (住民発議制度など) 中核市制度が施行 広域連合制度が施行 地方分権推進法が施行 地方分権推進委員会発足
1996. 3 12	地方分権推進委員会が中間報告 地方分権推進委員会が第1次勧告

資料：水口憲人・自治体問題研究所編『広域行政と地方分権』1993年、沼田良『地方分権改革』1994年、新藤宗幸『地方分権を考える』1996年、関西経済連合会「関経連四季報」第25号、1991年などを参考にまとめた。